

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第13号

京都市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>第19条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 起案責任者は、次の表の左欄に掲げる決定者の区分に応じ、同表右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="204 1122 783 1435"><thead><tr><th data-bbox="204 1122 491 1184">決定者</th><th data-bbox="491 1122 783 1184">起案責任者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 1184 491 1247">(略)</td><td data-bbox="491 1184 783 1247">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="204 1247 491 1435">課長又はこれに準じる者</td><td data-bbox="491 1247 783 1435"><u>課長補佐若しくは係長又はこれらに準じる者</u></td></tr></tbody></table>	決定者	起案責任者	(略)	(略)	課長又はこれに準じる者	<u>課長補佐若しくは係長又はこれらに準じる者</u>	<p>第19条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 起案責任者は、次の表の左欄に掲げる決定者の区分に応じ、同表右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="810 1122 1390 1373"><thead><tr><th data-bbox="810 1122 1098 1184">決定者</th><th data-bbox="1098 1122 1390 1184">起案責任者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="810 1184 1098 1247">(略)</td><td data-bbox="1098 1184 1390 1247">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="810 1247 1098 1373">課長又はこれに準じる者</td><td data-bbox="1098 1247 1390 1373">係長又は<u>これに準じる者</u></td></tr></tbody></table>	決定者	起案責任者	(略)	(略)	課長又はこれに準じる者	係長又は <u>これに準じる者</u>
決定者	起案責任者												
(略)	(略)												
課長又はこれに準じる者	<u>課長補佐若しくは係長又はこれらに準じる者</u>												
決定者	起案責任者												
(略)	(略)												
課長又はこれに準じる者	係長又は <u>これに準じる者</u>												
<p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(5)～(7) (略)</p>												

第7号様式（第18条関係）

決 定 書		文書番号	
		公印使用番号	
		保存期間 分類記号	
送達日	回 付		
実施予定日	・	・	～
決定日	・	・	～
完結日	・	・	～
件名			
(公開件名)			
上記のことについて 決定します。			
決定者		副市長	
局長・区長	部長	課長	課長補佐・係長 職員 (電話：)
(関係局、部、課等)			
(事前協議)		事前協議済	
(決定後回覧)			

第7号様式（第18条関係）

決 定 書		文 書 番 号	
		公 印 使 用 番 号	
		保 存 期 間 分 類 記 号	
送 達 日	回 付		
実 施 予 定 日	・	・	～
決 定 日	・	・	～
完 結 日	・	・	～
件名			
(公開件名)			
上記のことについて 決定します。			
決定者		副市長	
局長・区長	部長	課長	係長 職員 (電話：)
(関係局、部、課等)			
(事前協議)		事前協議済	
(決定後回覧)			

第9号様式（第27条関係）

供 覧 書		保存期間	
		分類記号	
		回 付	
供覧開始日	・	・	～
供覧終了日	・	・	～
件名			
(公開件名)			
上記のことについて 供 覧 します。			
最終閲覧者		副市長	
局長・区長	部長	課長	課長補佐・係長 職員 (電話：)
(関係局、部、課等)			
(閲覧後回覧)			

第9号様式（第27条関係）

供 覧 書		保存期間	
		分類記号	
		回 付	
供覧開始日	・	・	～
供覧終了日	・	・	～
件名			
(公開件名)			
上記のことについて 供 覧 します。			
最終閲覧者		副市長	
局長・区長	部長	課長	係長 職員 (電話：)
(関係局、部、課等)			
(閲覧後回覧)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)